

委員の交代及び専門分科会委員の指名について（報告）

1. 児童福祉審議会委員の交代及び専門分科会委員の指名について（報告）

下表のとおり、令和3年4月1日付で児童福祉審議会委員の交代がありました。
また、新たな委員について、児童福祉審議会条例第7条2項に基づき、児童福祉審議会委員長から専門分科会委員への指名がなされましたので、ご報告いたします。
令和3年4月1日以降の委員名簿につきましては、資料2のとおりです。

（敬称略）

専門分科会	前任委員	後任委員	任期
措置分科会	飯島 奈津子	村田 陽子	令和5年3月31日まで
子ども・子育て分科会	島川 浩一	平井 慶一郎	令和5年3月31日まで

【（抜粋）児童福祉審議会条例】

第7条 審議会に、専門的な事項を検討するため、次の各号に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 措置分科会
- (2) 子ども育成分科会
- (3) 子ども人権審査分科会
- (4) 児童虐待検証分科会
- (5) 事件・事故検証分科会
- (6) 子ども・子育て分科会

2 専門分科会の委員は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって充てる。

3 (略)